

令和8年 第1回

土幌町議会定例会議案

令和8年2月12日

議案第1号	令和7年度士幌町一般会計補正予算（第14号）
議案第2号	令和7年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第3号	令和7年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
議案第4号	令和7年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）
議案第5号	令和7年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
議案第6号	令和8年度士幌町一般会計予算
議案第7号	令和8年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算
議案第8号	令和8年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第9号	令和8年度士幌町介護保険事業特別会計予算
議案第10号	令和8年度士幌町介護サービス事業特別会計予算
議案第11号	令和8年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算
議案第12号	令和8年度士幌町簡易水道事業会計予算
議案第13号	令和8年度士幌町下水道事業会計予算
議案第14号	公平委員会委員の選任について
議案第15号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第16号	人権擁護委員の推薦について
議案第17号	条件付採用期間中の職員の分限に関する条例案
議案第18号	士幌町職員定数条例の一部を改正する条例案
議案第19号	士幌町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
議案第20号	士幌町学校部活動地域展開準備会設置条例の一部を改正する条例案
議案第21号	士幌町こども発達相談センター設置条例の一部を改正する条例案
議案第22号	士幌町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月12日

士幌町議会議長 河口 和吉 様

士幌町長 高木 康弘

議案第 6 号

令和 8 年度士幌町一般会計予算

地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、令和 8 年度士幌町一般会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第 7 号

令和 8 年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和 8 年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第 8 号

令和 8 年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和 8 年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第 9 号

令和 8 年度士幌町介護保険事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和 8 年度士幌町介護保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第10号

令和8年度士幌町介護サービス事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和8年度士幌町介護サービス事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第11号

令和8年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和8年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第12号

令和8年度士幌町簡易水道事業会計予算

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和8年度士幌町簡易水道事業会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第13号

令和8年度士幌町下水道事業会計予算

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和8年度士幌町下水道事業会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第14号

公平委員会委員の選任について

次の者を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

[REDACTED]

氏 名

河 田 三 紀

生年月日

[REDACTED]

説 明

地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 15 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 [REDACTED]
氏 名 山 田 英 寿
生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]
氏 名 廣 長 悅 治
生年月日 [REDACTED]

説 明

地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 [REDACTED]

氏 名 辻 浩 美

生年月日 [REDACTED]

説 明

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

条件付採用期間中の職員の分限に関する条例案

条件付採用期間中の職員の分限に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の2第2項の規定に基づき、条件付採用期間中の職員の分限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(降任、免職及び休職)

第2条 条件付採用期間中の職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反してこれを降任し、又は免職することができる。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 条件付採用期間中の職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合

(分限の手続及び効果)

第3条 降任、免職及び休職の手続及び効果については、職員の分限についての手続及び効果に関する条例（昭和28年条例第9号）の規定の例による。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

説 明

条件付採用期間中の職員の任用の公正性並びに職務の適正な実施を確保することを目的に、条例を制定するものである。

士幌町職員定数条例の一部を改正する条例案

士幌町職員定数条例の一部を改正する条例

士幌町職員定数条例（昭和34年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号の次に次の1号を加える。

（5）産前産後休暇者及び育児休業者

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

説 明

条例に定める定数外の職員となる対象を拡大するため、条例を改正するものである。

士幌町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

士幌町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号を次のように改める。

（9）家族　内国旅行にあっては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

第2条第1項に次の1号を加える。

（11）旅行役務提供者　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「政令」という。）第2条第1項で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、町と旅行役務提供契約（旅行業者等が町に対して旅行に係る役務及びカード等（割賦販売法（昭和36年法律第159号）第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。）を旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行業者に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第9項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条第2項中「一」を「いずれか」に改め、同項第3号中「当該職員の遺族」を「当該職員の本邦にある遺族」に改め、同条第7項を次のように改める。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で町長が定めるものを旅費として支給することができる。

第3条に次の1項を加える。

9 第1項、第2項、第4項、第5項及び第7項までに規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これら

の項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第6条第1項を次のように改める。

旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

第6条第7項中「宿泊料」を「宿泊費」に、「定額」を「実費額」に改め、同条第8項から第12項までを次のように改める。

- 8 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用について、支給する。
- 9 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用について、支給する。
- 10 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用について、支給する。
- 11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用について、支給する。
- 12 渡航雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

第6条中第13項を削り、第14項を第13項とし、第15項を削る。

第10条中「日当、車賃又は宿泊料」を「日当又は車賃」に、「扶養親族移転料」を「着後滞在費及び家族移転費」に改める。

第11条中「扶養親族移転料」を「家族移転費」に改める。

第12条第1項を次のように改める。

旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第6項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必

要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

第12条に次の3項を加える。

- 5 支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は第3項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 6 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて町長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて提出することができる。
- 7 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第18条から第24条までを次のように改める。

（宿泊費）

第18条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に定める旅行先の区分に応じ、同表の職務の級が10級以下の者の欄に定める額（以下「宿泊基準額」という。）を上限とした実費額とする。

- 2 宿泊費は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。
- 3 士幌町内における宿泊費は、第1項の規定にかかわらず、1夜あたり13,000円を上限とした実費額とする。

（包括宿泊費）

第19条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第13条から第16条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊基準額の合計額以内とする。

（転居費）

第20条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第22条第1項第1号又は同項第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定した額とする。

（1）運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りさせ、かつ、

その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、条例等の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の町費による支給が適当でない費用として町長が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第21条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は5日分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び転居した地の存する地域の区分に応じた別表第1の日当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第22条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際、家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、日当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合には該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(退職者等の旅費)

第23条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の

翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて次の各号に掲げる旅費とする。

(1) 第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費
イ　員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退
職等となる前職務相当として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するもの
として計算した旅費

ロ　職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、
退職等となる前職務相当として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するもの
として計算した旅費

(2) 第3条第2項第4号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、
退職等となる前職務相当として出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算
した旅

2　前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定
する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するもの
を加えるものとする。

3　町長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を
延長することができる。

(遺族の旅費)

第24条　第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費は、出張
又は赴任の例に準じて次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により
旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

イ　職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が
遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）
と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

ロ　職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、
赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅
費

(2) 第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、
職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への
出発地）に旅行するものとして計算した旅費（日当、宿泊費及び包括宿泊費を
除く。）

(3) 第3条第2項第5号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺
族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第10号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第25条を削る。

第26条ただし書中「及び食卓料」を削り、同条を第25条とする。

第27条を第26条とし、第28条を第27条とし、第29条を第28条とする。

第30条の見出しを「（日当及び宿泊費）」に改め、同条第1項中「及び宿泊料」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 第18条及び第19条の規定は、外国旅行における宿泊費及び包括宿泊費について準用する。この場合において、第19条中「第13条から第16条まで」とあるのは、「第25条から第28条まで」と読み替えるものとする。

第30条第3項及び第4項を削り、同条を第29条とする。

第31条を削る。

第32条を次のように改める。

（渡航雑費）

第30条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして次に掲げる費用とする。

- (1) 保険料
- (2) 医薬品の購入に係る費用
- (3) 携行品の購入に係る費用
- (4) 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用
- (5) 本項本文に規定する費用に類する又は付隨する費用
- (6) 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして旅行命令権者が認める費用

第33条第2項中「第25条第2項」を「第24条第2項」に改め、同条を第31条とする。

第34条第1項中「旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情」を「旅行者が町以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情」に改め、「当該」を削り、同条を第32条とする。

第35条を第33条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第34条 町長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、町長は、前項に規定する返納に代えて、町長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

第36条を第35条とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1

内国旅行の旅費

1 日当及び車賃

種類	区分	額
日当 (1日につき)	甲地方	2,200円
	乙地方	2,000円
車賃 (1日につき)	甲地方	2,000円
	乙地方	1,200円

備考

- 1 甲地方とは、東京都（特別区及び市に限る。）及び政令指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）に定める指定都市をいう。）をいい、乙地方とは、甲地方及び町内を除く地域をいう。
- 2 医師が医療業務（保健業務、往診業務等を除く。以下同じ。）に従事するため本町に旅行する場合の日当は、本表によらず1日につき3,000円とする。
- 3 乙地方の日当の適用については、十勝総合振興局管外の場合とする。
- 4 乙地方の車賃の適用については、十勝総合振興局管外の市の場合とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2

外国旅行の旅費

1 日当

種類	区分	額
日当 (1日につき)	指定都市	6,200円
	甲地方	5,200円
	乙地方	4,200円
	丙地方	3,800円

備考

- 1 指定都市、甲地方及び丙地方とは、町長が定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

説 明

物価高騰に伴う宿泊基準額の見直し、宿泊費の実費支給の導入及び包括宿泊費の新設等の旅費に係る改正を行うため、条例を改正するものである。

議案第20号

士幌町学校部活動地域展開準備会設置条例の一部を改正する条例案

士幌町学校部活動地域展開準備会設置条例の一部を改正する条例

士幌町学校部活動地域展開準備会設置条例(令和7年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び「文化部活動の地域移行に関する検討会議（文化庁）」」を「、「文化部活動の地域移行に関する検討会議（文化庁）」及び「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議（スポーツ庁）」」に改める。

第2条中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

士幌町学校部活動地域展開準備会の設置期間を改めるため、条例を改正するものである。

士幌町こども発達相談センター設置条例の一部を改正する条例案

士幌町こども発達相談センター設置条例の一部を改正する条例

士幌町こども発達相談センター設置条例（平成27年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

（2）位置 士幌町字士幌幹線167番地11

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

説 明

士幌町こども発達相談センターの移転新築に伴い、位置を改めるため、条例を改正するものである。

士幌町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例案

士幌町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

士幌町立幼保連携型認定こども園条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号を次のように改める。

（2）位置 士幌町字士幌幹線167番地25

（3）定員 220人

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

説 明

士幌町幼保連携型認定こども園の移転新築に伴い、位置及び定員を改めるため、条例を改正するものである。